

枚方市における特定事業所集中減算 Q & A

	質問	回答
1	要支援の利用者の計画数は位置づけた居宅サービスの計画数に含めますか。	特定事業所集中減算の対象者は、要介護の利用者のみになります。
2	計画に位置づけたが、入院等で利用がなかった場合も位置づけた居宅サービスの計画数に含めますか。	位置づけのみで当該月に利用がなかった場合は、計画数には含めません。
3	計画を位置づける上で、限度額を超えているサービスについても位置づけた居宅サービスの計画数に含めますか。	限度額を超えて位置づけたサービス（給付管理の対象とならないサービス）については、計画数に含めません。
4	80%を超える理由が、正当な理由の(1)5事業所未満、(2)全計画数が平均 20 件以下、(3)各サービス当たり平均 10 件以下に該当する場合も提出は必要ですか。	どの正当な理由に該当する場合であっても、80%を超えるサービスが1つ以上ある場合は、該当する正当な理由に○印を記入の上、全サービス分のチェックシートの提出が必要です（計画数が0のサービスも含む。）。
5	80%を超える理由が、計画数が少数で100%となる場合も提出は必要ですか。	
6	80%を超えるサービスがある場合、市に提出するチェックシートは当該サービス分だけで良いですか。	
7	1人の利用者に対して同一サービスを2事業所以上位置づけている場合、位置づけた居宅サービスの計画数はどう取り扱えば良いですか。	計画に位置づけた事業所数で数えるため、2事業所利用している場合、位置づけた居宅サービスの計画数は <u>1</u> となります。
8	紹介率最高法人が同率で2ヶ所以上該当する場合、チェックシートは各法人分での作成が必要ですか。	1枚のチェックシートで、紹介率最高法人記入欄に、複数法人分（法人名、法人住所、事業所名）をわかる形で記入してください。
9	紹介率最高法人が複数の事業所を運営している場合、当該法人が運営する全事業所名の記入が必要ですか。	紹介率最高法人が運営する事業所のうち、計画に位置づけた事業所名のみ（複数ある場合は複数事業所名）、記入してください。
10	割合を算出する際の端数処理はどのようになりますか。	特定事業所集中減算の割合算出において端数処理は行いませんが、チェックシートの表記上は小数点以下を切り上げて整数表示にしてください。 <u>(81%から集中減算の対象となります)</u>
11	地域密着型サービスにおける正当な理由の(1)5事業所未満は、居宅サービス同様、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に5事業所未満の場合のみ該当になりますか。	地域密着型サービスにおいては居宅サービスと異なり、利用者がA自治体の被保険者である場合は原則、A自治体の地域密着型サービス事業所しか利用できないため、A自治体で事業所数が5事業所未満である場合に該当します。 B自治体の被保険者がA自治体の地域密着型サ

		ービス事業所を利用する場合は、A自治体での事業所数が5事業所未満である場合に該当します。
12	正当な理由の(5)サービスの質が高いことにより特定の事業所に集中している場合、理由書も併せて市に提出が必要ですか。	理由書の提出は不要ですが、事業所にて保管をお願いします。 <u>※運営指導の際など必要に応じて確認させていただきます。</u>
13	利用者から理由書の提出を受けるのは最初に計画に位置づけた時だけで良いですか。	理由書はケアプランの変更時（事業所の追加・変更等）、認定の有効期間の更新時、区分変更時（事業所の追加・変更等）等があった際に改めて利用者からの提出を受けてください。
14	正当な理由の詳細欄は記入する必要がありますか。	紹介率最高法人に集中している理由の詳細を記入してください。
15	80%を超えるサービスがない場合、市に対してチェックシートの提出は必要ですか。	市への提出は不要ですが、事業所にて保管をお願いします。 <u>※運営指導の際など必要に応じて確認させていただきます。</u>
16	<u>判定期間中に事業を休止した場合、チェックシートの提出は不要ですか。</u>	<u>判定期間中に暦月で1月でも給付管理の実績がある場合は、チェックシートを作成し、80%を超えた場合は、提出が必要です。</u>
17	<u>月遅れで給付管理を行った居宅サービス計画は、判定の割合の計算において、どの月の居宅サービス計画数にカウントするのですか。</u>	<u>月遅れかどうかにかかわらず、給付管理を行った月ではなく、サービス提供のあった月にカウントします。</u>

※下線部分は、変更又は追加した部分です。